二　都道府県知事の許可を受けている譲受人等が国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき　当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

三　都道府県知事の許可を受けている譲受人等が他の都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき　当該都道府県知事の許可に係る建設業及び当該他の都道府県知事の許可に係る建設業

四　建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位及び都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき　当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

五　建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、都道府県知事の許可を受けている二以上の譲渡人等の地位を承継したとき（当該許可をした都道府県知事が同一であるときを除く。）　当該都道府県知事の許可に係る建設業

7　第一項から第三項までの規定により譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等（当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている建設業の許可（当該承継前に自ら受けたものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算するものとする。

（相続）

第十七条の三　建設業者が死亡した場合において、当該建設業者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。）が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするとき（被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）は、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならない。

一　被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき　国土交通大臣

二　被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき　当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ　相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ　相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

2　相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3　第七条及び第八条の規定又は同条及び第十五条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

4　第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

5　前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

第十九条第一項中第十四号を第十五号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

第十九条第一項に次の一号を加える。

十六　その他国土交通省令で定める事項

第十九条の五の見出し中「勧告」を「勧告等」に改め、同条中「前二条」を「第十九条の三又は第十九条の四」に改め、同条に次の三項を加える。

2　建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四の次に次の一条を加える。

（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五　注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第二十条第一項中「ごとに」を「ごとの」に改め、「内訳」の下に「並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数」を加え、同条第三項中「以前に」を「までに」に、「第十四号」を「第十六号」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）

第二十条の二　建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

第二十四条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

第三章第二節中第二十四条の七を第二十四条の八とし、第二十四条の六を第二十四条の七とする。

第二十四条の五第一項、第二項及び第四項中「前条第二項」を「第二十四条の四第二項」に改め、同条を第二十四条の六とする。

第二十四条の四の次に次の一条を加える。

（不利益取扱いの禁止）

第二十四条の五　元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第二十五条の四第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十五条の四第二号中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改める。

第二十五条の二十七の見出しを「（施工技術の確保に関する建設業者等の責務）」に改め、同条第二項中「前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他」を「前二項」に改め、「の確保」の下に「並びに知識及び技術又は技能の向上」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。